

## 第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

### 第四十二条 (訴えの提起)

民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

### 第四十三条 (抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)

民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、第九条（原告適格）及び第十条（取消しの理由の制限）第一項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

- 2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、第三十六条（無効等確認の訴えの原告適格）の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。
- 3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条（出訴の通知）及び第四十条（出訴期間の定めがある当事者訴訟）第一項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。